

告 示

埼玉県告示第六百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒノデビル

埼玉県川越市大字砂九百四十四番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 出入口については、営業時間中、車両・自転車・歩行者が錯綜すると思われるため、繁忙期だけでなく、常時交通整理員を配置することを検討願いたい

・ 開閉店時間がそれぞれ変更になるが、店舗前道路が狭隘であり、交通量が多いことから、開店時間の交通の変化に十分留意し、来退店車両への注意喚起を成されたい

二 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年七月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター